

令和6年度 松山市立味生第二小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月10日 策定

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめはどの児童にも起こり、加害者にも被害者にもなる可能性がある。また、いじめを受けた児童の教育を受ける権利は著しく侵害され、その影響は心身の健全な成長及び人格の形成に及ぶだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。これらのことを踏まえ、味生第二小学校では、「いじめは人間として許されない」という意識を児童に徹底し、いじめを認識しながらこれを放置することがない風土づくりを行うとともに、いじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民、その他の関係者が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を果たしながら、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事
特別支援教育コーディネーター
学年主任、養護教諭

【家庭地域等】

PTA、学校評議員、公民館
地域の組織

【外部専門家】

支援センター
弁護士
所轄警察署等
スクールカウンセラー

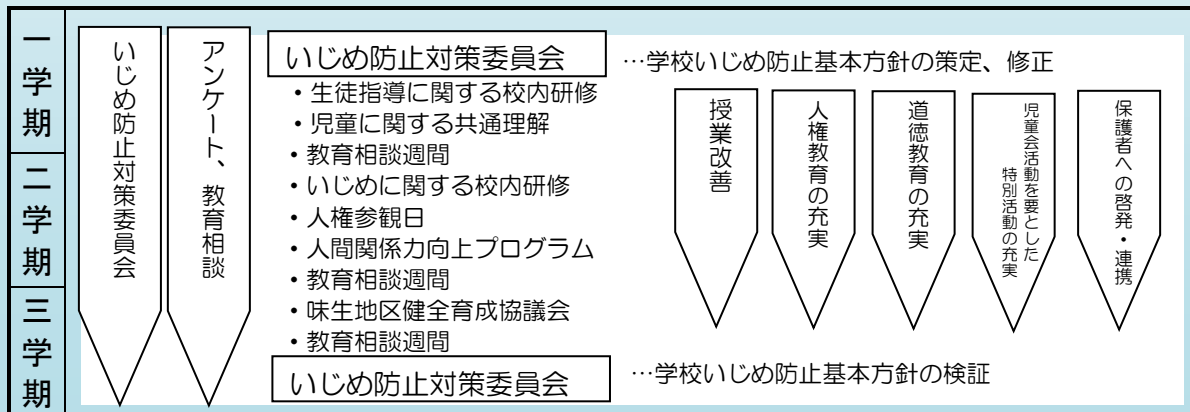
【関係機関】

松山市教育委員会
愛媛県福祉総合支援センター
子ども総合相談センター
医療機関
法務局
大学

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ防止基本方針」「松山市いじめ対応アクションプラン改訂版」「国立教育政策研究所資料」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、中核市研修（生徒指導）、生徒指導連絡協議会への参加を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権教育の充実を図り、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にす指導に努める。各教科等の年間指導計画に、その特質や必要性に応じていじめ防止の視点を盛り込む。また、子ども同士のつながりを強め、集団としての規範意識を高める。
- ④ 道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。
- ⑤ 互いのことを認め合い、支え合い、心のつながりを感じることができる学級経営及び、児童会活動、縦割り班活動など特別活動の充実を図る。また、愛媛大学と松山市教育委員会が連携、協力して作成した「人間関係力向上プログラム（場面对応ゲーム）」を活用して、いじめの未然防止に努める。
- ⑥ 松山市小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」において、他校との交流を図り、児童自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。また、「いじめ0の日」には、児童に主体的に活動を計画させ、継続的に取り組ませる。
- ⑦ 家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（味生地区健全育成協議会）を設けたり、地域ぐるみで子どもを育てる協体制（CS）を確立したりしながら、地域ぐるみの対策を図る。
- ⑧ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① どのような行為がいじめにあたるのか、どのような行為を許してはならないのか、どのような対応が適切なのか等、全教職員が一致できる線を明らかにして指導にあたる。
- ② 児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。(学年会、生徒指導部会、職員会の有効活用)
- ③ 定期的にいじめに関するアンケートを実施するとともに、教育相談週間を定期的に設け、きめ細かな実態把握に努める。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない児童やいじめを発見した第三者からの通報等を通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る手段の一つとして運用する。
- ⑤ 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口(「松山市子ども総合相談」、「スクールカウンセラー」、「電話相談窓口」等)について、周知する。

【いじめに対する措置(対応)】※重大事態を含む

- ① **いじめへの初期対応(発見・相談を受けた場合)**
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階から指導を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② **組織的に対応**
教職員は一人では抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかにその指導体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ **いじめられている児童又はその保護者への支援**
いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問などより、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ **いじめた児童への指導又は保護者への助言**
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画(出席停止も含めた上で立てる)他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ **いじめの事実調査**
アンケート調査を実施し、記入があれば即教育相談等を行う。その結果を校内で共有し、連携した対応を行う。
- ⑥ **集団への働きかけと継続的な指導**
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育的活動を行う。いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。
- ⑦ **ネット上のいじめの対応**
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込みなどについては、所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとる。
- ⑧ **警察との連携**
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、所轄警察署と連携して対応し、児童の生命又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときには直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ **重大事態への対処**
学校は重大事態であると判断した場合、上記①～⑧の対応をするとともに教育委員会へ報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係について情報を提供する。

【子どもや家庭や地域に協力を求めること】

子どもに求めること	<ul style="list-style-type: none"> ○相手の気持ちを考えて、自分がされていやなことは絶対しないようにしよう。 ○自分一人で悩まず、おうちの方、先生、友達に相談しよう。 ○いじめを見かけたら、「だれかに知らせる、とめる行動」を起こしよう。
家庭に求めること	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもとかかわる時間をしっかりともち、真剣に話を聞きましょう。 ○子どもの様子が変わったと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○子どもが「いじめる側」にならないように話を聞かせましょう。 ○携帯電話やインターネットの使い方について、きまりやモラルについて話し合いましょう。
地域に求めること	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の子どもたちを温かく見守り、声をかけましょう。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら注意し、家庭や学校、警察に連絡しましょう。 ○子どもたちは、「地域の宝」です。地域を子どもにとっての安らぎの場としましょう。